

# 中央三井信託銀行のプロフィール



## 【プロフィール】

(平成12年4月1日現在)

正式名称	中央三井信託銀行株式会社 The Chuo Mitsui Trust and Banking Company, Limited
本店所在地	東京都中央区京橋一丁目7番1号
資本金	3,218億円
発行済株式総数	10億8,637万株
拠点数	国内本支店 166店舗(他にインスタブランチ 9店舗) 海外駐在員事務所 3カ所
ATM設置台数	409台(うち店舗外15台)
株式の上場	東京、大阪、名古屋の各証券取引所第1部
連結自己資本比率(国内基準)	10.03%
従業員数	7,852名

(注) 発行済株式総数の内訳：普通株式 8億1,622万株 優先株式 2億7,015万株  
従業員数：平成12年3月31日の旧中央信託銀行と旧三井信託銀行の正社員の合計

## 【業容】

(平成12年3月31日現在)

信託財産残高	44兆4,049億円(信託銀行第1位)
総資金量	42兆8,781億円(信託銀行第1位)
貸出金残高	11兆7,595億円(信託銀行第1位)
年金信託受託残高	6兆 452億円(信託銀行第1位)
証券代行受託社数(国内)	1,791社(信託銀行第1位)
土地信託受託件数	681件(信託銀行第1位)
投資信託販売残高	2,644億円(信託銀行第1位)
遺言信託受託件数	5,997件(信託銀行第1位)

(計数は旧中央信託銀行と旧三井信託銀行の合算です。)

# ごあいさつ



平素は私ども中央三井信託銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。当社の経営方針や現況等を皆様方により詳しく、またわかりやすくご理解いただくために、本誌を作成いたしました。

相次ぐ大手銀行の統合・合併の発表等に見られるとおり、金融界を取り巻く環境は激しく変化しております。今後さらに激化する競争を見据え、中央信託銀行と三井信託銀行は他行に先駆け、いち早く本年4月1日に合併いたしました。

新しく誕生した中央三井信託銀行は信託業務におけるナンバーワンバンクになるとともに、「利便性」と「専門性」に優れた総合金融機関として、お客様の多様化するニーズに的確にお応えする商品・サービスを提供してまいります。また、合併の効果を最大限に発揮し、いかなる環境変化にも対応し得る強固な経営基盤を築き上げ、主体的に行動することで、激化する競争に勝ち残っていけるものと確信しております。

今後とも、株主の皆様利益向上とお客様とのより一層の信頼関係の構築を最優先課題と位置付け、全役職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成12年7月  
取締役社長  
古沢熙一郎

# 経営方針

当社は、平成12年4月1日の中央信託銀行と三井信託銀行の合併により、「利便性」と「専門性」に優れた総合金融機関として誕生しました。新銀行では、合併効果を早期かつ最大限に結実させ、いかなる環境変化にも対応し得る強固な経営基盤を築き上げるべく、以下の方針のもとに各施策を展開しています。

第一に、強みとする業務に経営資源を効果的に配分し、効率的かつ競争力に優れた業務体制を構築します。

第二に、経営体質の一段の強化を図るため、「経営の健全化のための計画」に掲げたリストラ策をさらに大胆かつ前倒して実施します。

第三に、多様な顧客ニーズに対応するため、専門性を発揮し、特色ある高品質の商品・サービスを提供していきます。

第四に、自らの責任において業務の健全性と適切性を確保するため、内部管理体制を一層充実させます。

第五に、透明性の高い経営をめざし、ディスクローズの拡充等に努めることにより、社会からの評価の向上に努めます。

## ソリューションバンクの誕生

### 1. 規模

- ・総資金量 約42兆円
- ・個人ローン残高 2兆2,441億円(住宅ローン1兆1,654億円)
- ・投信販売残高 3,758億円
- ・受託資産運用残高 約16兆円、受託資産管理残高約34兆円
- ・証券代行受託社数 1,791社(国内)
- ・法人貸出先数 約11,000社

(平成12年3月31日現在の旧中央信託銀行と旧三井信託銀行の合算、ただし投信販売残高は平成12年6月30日現在)

### 2. 利便性

- ・預金・信託のほか、投資信託、各種ローン、遺言・相続、不動産、証券代行等のサービスを幅広く提供
- ・首都圏を中心に166店の店舗網でスタート

### 3. 専門性

- ・多数の専門家を擁し、高水準のサービスを提供してまいります。

宅地建物取引主任者試験合格者：3,891人

不動産鑑定士：139人

証券アナリスト：298人 (平成12年5月31日現在)

## 事業戦略

### 1. 新銀行における重点業務

新銀行の強みとする分野に経営資源を効果的に配分し、効率的かつ競争力に優れた経営体制を確立するため、当社は以下の4つの重点分野を強化してまいります。

#### (1)個人取引業務

個人のストックに着目し、資産の形成・運用管理・承継など、ライフサイクルのさまざまな局面での確かなコンサルティングを行い、顧客ニーズに応えてまいります。

- ・個人ローンの増強
- ・投信販売の強化
- ・不動産取引・遺言関連業務への注力

#### (2)受託資産運用・管理業務

信託銀行本来の機能をフルに発揮し、競争力のある体制を構築します。

- ・ステート・ストリート銀行等との提携・子会社の活用等による運用力の強化
- ・マスタートラスト・確定拠出年金への積極的取り組み

#### (3)証券代行業務

専門性の強化とコストダウンを進め、業界トップの地位をさらに上伸させます。

#### (4)事業会社向け貸出業務

大企業から中堅・中小企業にわたる幅広いバランスのとれた業務を推進します。

### 2. 新しい業務分野等

信託銀行の専門性・ノウハウを活かし、不動産投資信託、資産流動化およびノンリコース(非遡及型)ローン等の新たな業務分野に積極的に取り組んでまいります。

また、インターネット等の活用による新たなチャネルを駆使し、コンサルティングサービスの拡充を図ります。

### 3. リストラクチャリング

#### (1) 店舗網の再構築

重複店舗の統廃合を進めるとともに、一層の経営効率化を推進していきます。

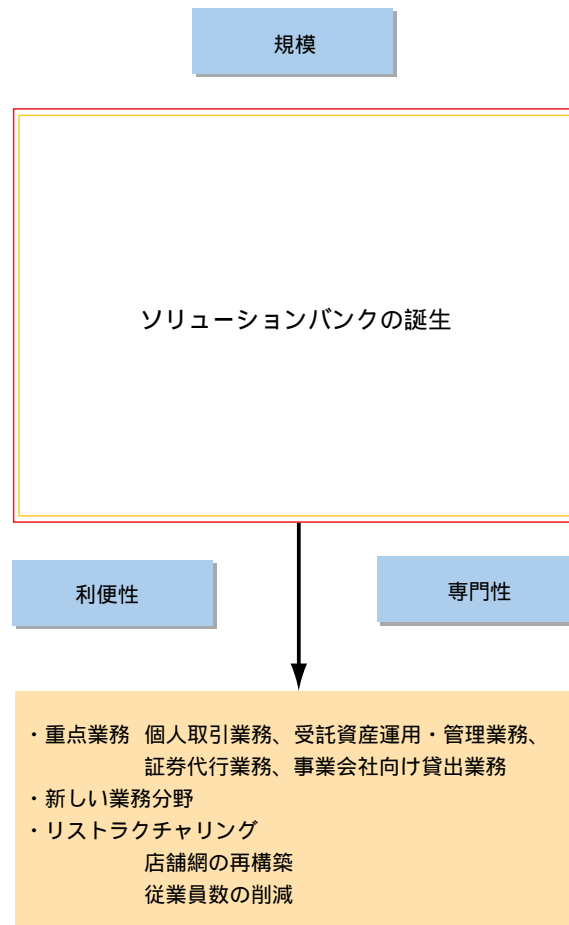
- ・「経営健全化計画」では、35店舗を統廃合するとしていましたが、さらに効率的な店舗運営を進めてまいります。

- ・ 重複店舗の統廃合ならびに効率化を進め、平成14年3月をめぐり、合併時に166店舗あった通常店舗を100店舗程度とする。
- ・ 通常店舗を補完するサテライト型小型店舗およびインスタブランチ等を、60店舗程度とする。(インスタブランチは平成12年6月30日現在、日吉、津田沼、青葉台、港南台、大船、西神中央、千里中央、光が丘、上大岡、新百合ヶ丘の10店舗)

#### (2) 従業員数の削減

リストラの徹底により、7,000名体制(嘱託を除いたベースでは5,500名体制)を構築します。

- ・「経営健全化計画」では、平成17年3月末8,300名体制を計画していましたが、店舗運営ならびに本部機能の一層の効率化を図るとともにアウトソーシングを実施し、平成17年3月末7,000名体制(嘱託を除いたベースでは5,500名体制)の構築をめざします。

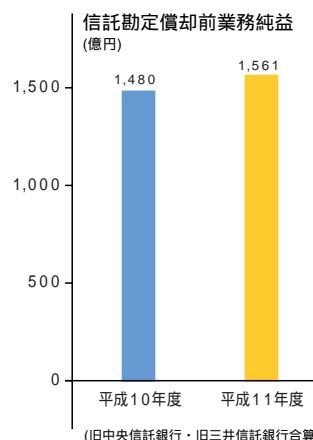


# 平成11年度の決算概要 (計数は旧中央信託銀行と旧三井信託銀行の合算)

銀行業においては、本業での収益力を表す指標として「業務純益」があります。信託銀行の業務純益を一般の銀行の業務純益と比較するうえで適当な指標とされている「信託勘定償却前業務純益」は、前年度比80億円増加の1,561億円となりました。これは、利鞘改善による国内資金利益の増加、海外支店の閉鎖等による経費の削減、一般貸倒引当金の負担減などによるものです。

資産の健全化を一層推進するため、不良債権処理損を2,429億円(銀行勘定・信託勘定合算)計上しました。また、不良債権処理・合併関連費用等に充当するため、業務純益のほか株式等関係損益を活用した結果、経常利益は前年度比4,109億円増加の1,541億円となりました。

経常利益に特別損益・法人税等調整額等を加減した当期純利益は、前年度比2,423億円増加の496億円となりました。



## 合併承継処理

合併期日に旧三井信託銀行の有価証券・動産不動産等を時価評価のうえ含み損を一括処理し、含み益のみ全額を中央三井信託銀行に引き継ぎました。この結果、中央三井信託銀行が旧三井信託銀行から承継する資本勘定は4,090億円となり、新銀行の資本勘定は7,639億円となりました。

また、上記の結果、中央三井信託銀行の有価証券含み損益は1,695億円の含み益(単体ベース)となりました。

### 新銀行の有価証券含み損益の状況

	含み益	含み損	含み損益
上場有価証券	2,650	1,115	1,534
非上場有価証券	280	119	161
合計	2,930	1,235	1,695

(単位：億円)

	旧三井信託銀行の 平成12年3月末簿価	中央三井信託銀行 への承継簿価
資産	97,511	94,081
貸出金	49,136	49,136
有価証券	35,119	31,847
動産不動産	1,179	1,048
その他	12,075	12,047
負債	89,598	89,990
預金	41,599	41,599
その他	47,999	48,391
差引正味財産	7,913	4,090

(単位：億円)

	中央三井信託銀行 への承継簿価	新銀行の 資本金等
資本	4,090	7,639
資本金	1,509	3,218
資本準備金	1,334	2,942
利益準備金	351	411
再評価差額金	51	51
任意積立金その他の留保利益	843	1,014

## 自己資本比率

自己資本比率規制は、国際的な金融システムの健全性と安定性の向上を図るとともに、銀行間の平等な競争条件を確保するために一定の自己資本比率を維持するよう求める規制です。これにより、一定の算式により算出したリスクアセットに対して、海外に営業拠点を持つ銀行は8%以上(国際統一基準)、海外に営業拠点を有しない銀行は4%以上(国内基準)の自己資本比率を維持しなければなりません。なお、当社は国内基準を適用しています。上記合併承継処理後では、単体自己資本比率

10.05%、連結自己資本比率10.03%と大きく基準を上回っています。

(単位：億円、%)

	平成12年4月1日	
	単体ベース	連結ベース
自己資本	13,763	13,789
Tier I	7,569	7,583
Tier II	6,219	6,231
控除項目	24	24
リスクアセット	136,877	137,484
自己資本比率	10.05	10.03

# 不良債権の処理状況 (計数は旧中央信託銀行と旧三井信託銀行の合算)

当社は、従来より、資産の健全性確保の観点から、不良債権の早期処理を経営の重要課題に掲げ、全力を挙げて取り組んでいます。

単体ベースでは、平成11年度は、バルクセール等による最終処理の推進をするとともに、引き続き厳格な資産査定に基づく予防的引当を行った結果、不良債権処理損は2,429億円(うち銀行勘定1,816億円・信託勘定612億円、前年度比2,788億円の減少)となりました。

まず、自己査定状況からみていくと、上記不良債権処理を行った結果、償却引当後の分類率(自己査定対象資産における分類資産(～分類)の割合)は11.7%(前年度比2.8%の減少)となりました。

次に、金融再生法施行規則に基づく開示債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」)の合計額は8,762億円(前年度比1,306億円の減少)となり、これらに対する保全率(債権金額に対する担保・保証等による保全額と引当金額の合計の割合)は、89.6%と高い水準になっています。

また、リスク管理債権(「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」)については、合計額は8,688億円(前年度比1,255億円の減少)となり、保全率は90.0%となっています。

なお、金融再生法施行規則に基づく開示債権およびリスク管理債権は、全てが回収不能になるということではないため、この保全率からみて、十分な保全が行われているといえます。

連結ベースでは、金融再生法施行規則に基づく開示債権の合計額は8,915億円(前年度比1,432億円の減少)、保全率は89.7%となり、一方、リスク管理債権の合計額は8,810億円(前年度比1,404億円の減少)、保全率は90.5%となり、こちらも十分な保全が行われています。

## 自己査定(単体ベース)

(単位:億円)

	分類額 (償却引当前)	償却引当額	分類額 (償却引当後)
分類	715	715	0
銀行勘定	598	598	-
信託勘定	116	116	0
分類	2,077	1,449	627
銀行勘定	1,963	1,408	555
信託勘定	113	41	72
分類	13,523	-	13,523
銀行勘定	10,980	-	10,980
信託勘定	2,543	-	2,543
非分類	105,778	-	107,185
銀行勘定	70,171	-	71,579
信託勘定	35,606	-	35,606
合計	122,108		121,351
銀行勘定	83,722		83,122
信託勘定	38,386		38,229
分類率(%)			11.7
銀行勘定			13.9
信託勘定			6.8

(注)1. については一般貸倒引当金にて引き当てています。  
2. 一般貸倒引当金:805億円、特別留保金:358億円、債権償却準備金:13億円。

## 不良債権処理の状況

(単位:百万円)

	単体ベース			連結ベース
	平成10年度	平成11年度	増減	平成11年度
銀行勘定不良債権処理損	457,248	181,657	275,590	183,924
信託勘定不良債権処理損	64,526	61,258	3,267	61,258
合計	521,774	242,916	278,858	245,182

## 金融再生法施行規則に基づく開示債権

### (1) 単体ベース

(単位：百万円)

	平成12年3月31日				
	債権金額 (A)	担保・保証等 による保全額 (B)	引当金額		保全率(%) ((B+C)/A)
			(銀行勘定：引当金残高) (信託勘定：特別留保金・債権償却準備金) (C)	引当率(%) (C/(A-B))	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	177,915	177,738			
銀行勘定	127,096	126,927	168	100.0	100.0
信託勘定	50,818	50,810			
危険債権	450,696	249,488			
銀行勘定	395,919	199,618	140,607	71.6	85.9
信託勘定	54,776	49,869			
要管理債権	247,641	78,197			
銀行勘定	227,349	69,087	25,821	16.3	41.7
信託勘定	20,291	9,110			
合計	876,252	505,424	279,628	75.4	89.6
銀行勘定	750,366	395,633	242,473	68.4	85.0
信託勘定	125,886	109,790	37,154	230.8	116.7
正常債権	11,258,928				
銀行勘定	7,561,909				
信託勘定	3,697,018				

(注)部分直接償却(617,779百万円)実施後。  
なお、部分直接償却とは、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権について、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として、債権額から直接減額する会計処理のことです。

### (2) 連結ベース

(単位：百万円)

	平成12年3月31日				
	債権金額 (A)	担保・保証等 による保全額 (B)	引当金額		保全率(%) ((B+C)/A)
			(銀行勘定：引当金残高) (信託勘定：特別留保金・債権償却準備金) (C)	引当率(%) (C/(A-B))	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	182,353	179,596			
銀行勘定	131,534	128,786	2,748	100.0	100.0
信託勘定	50,818	50,810			
危険債権	460,405	258,076			
銀行勘定	405,628	208,206	141,552	71.7	86.2
信託勘定	54,776	49,869			
要管理債権	248,764	78,501			
銀行勘定	228,473	69,391	25,948	16.3	41.7
信託勘定	20,291	9,110			
合計	891,523	516,174	283,711	75.6	89.7
銀行勘定	765,637	406,384	246,557	68.6	85.3
信託勘定	125,886	109,790	37,154	230.8	116.7
正常債権	11,337,066				
銀行勘定	7,640,048				
信託勘定	3,697,018				

(注)部分直接償却(627,739百万円)実施後。

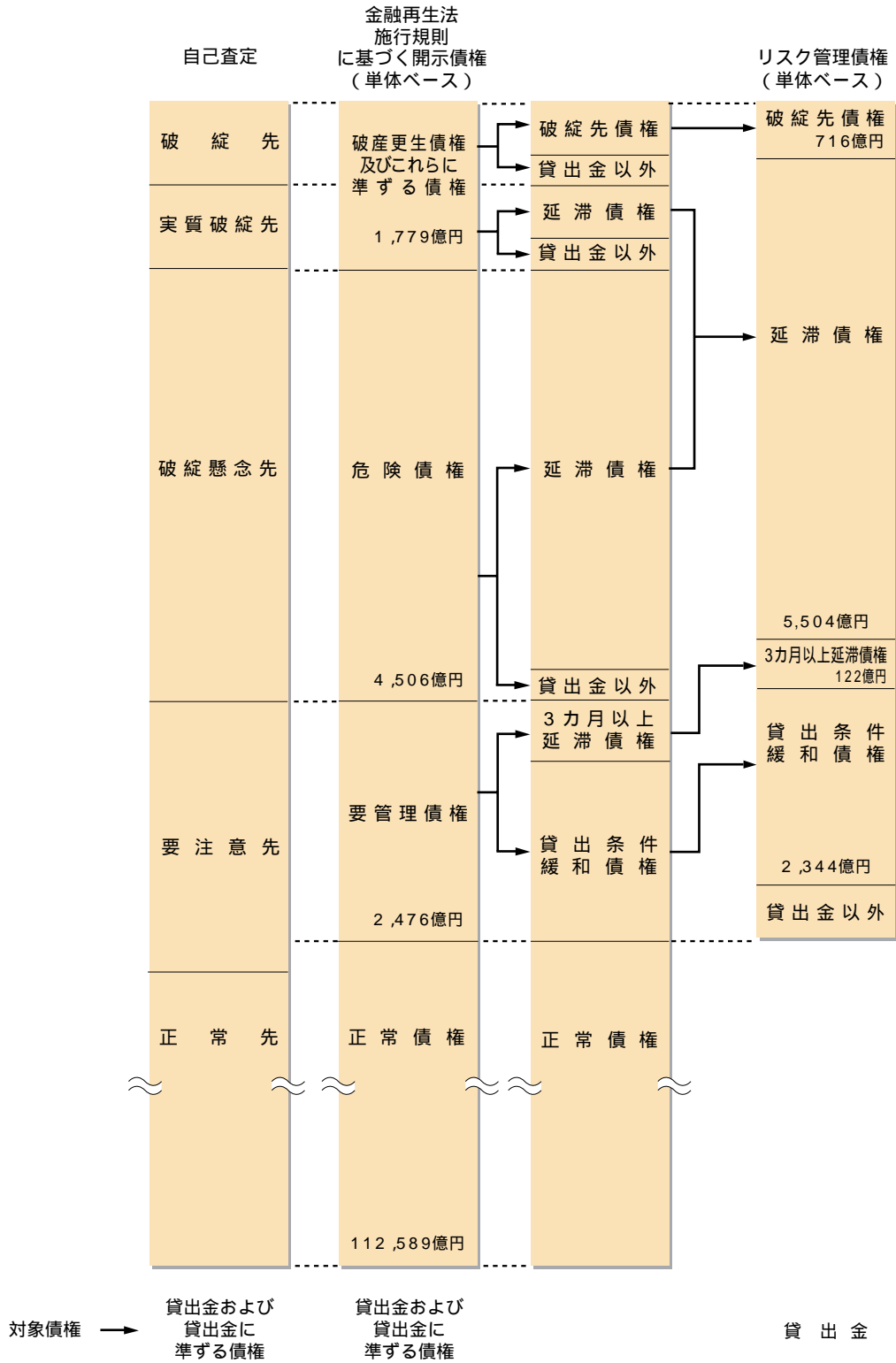
## リスク管理債権

(単位：百万円、%)

	平成12年3月31日			
	単体ベース		連結ベース	
	債権金額	対貸出金比率	債権金額	対貸出金比率
破綻先債権	71,685	0.62	72,040	0.62
銀行勘定	46,618	0.60	46,973	0.61
信託勘定	25,066	0.66	25,066	0.66
延滞債権	550,498	4.74	561,268	4.85
銀行勘定	469,107	6.02	479,877	6.20
信託勘定	81,390	2.13	81,390	2.13
3カ月以上延滞債権	12,257	0.11	12,257	0.11
銀行勘定	4,355	0.06	4,355	0.06
信託勘定	7,902	0.21	7,902	0.21
貸出条件緩和債権	234,407	2.02	235,434	2.04
銀行勘定	222,956	2.86	223,984	2.89
信託勘定	11,450	0.30	11,450	0.30
合計	868,848	7.48	881,000	7.62
銀行勘定	743,038	9.54	755,190	9.76
信託勘定	125,810	3.29	125,810	3.29
	直接減額後	直接減額前	直接減額後	直接減額前
引当率	32.2	61.0	32.2	61.0
銀行勘定	32.6	63.9	32.6	63.9
信託勘定	29.5	29.5	29.5	29.5
保全率	90.0	95.1	90.5	95.4
銀行勘定	85.4	93.0	86.1	93.4
信託勘定	116.8	116.8	116.8	116.8

(注)部分直接償却 単体ベース603,073百万円、連結ベース612,965百万円 実施後。

自己査定、金融再生法施行規則に基づく開示債権およびリスク管理債権の関係



## 1. 自己査定

### (1) 自己査定とは

金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することを資産査定といえます。また、金融機関自らが行う資産査定を自己査定といえます。

なお、自己査定における債権とは、貸出金および貸出金に準ずる債権(貸付有価証券、外国為替、未収利息、未収金、貸出金に準ずる仮払金、支払承諾見返)をいいます。

### (2) 自己査定の基本的な考え方

債権の査定にあたっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行ったうえで、債権の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行います。

### (3) 信用格付

債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の情報などに基づく、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいいます。また、信用格付は、債務者区分と整合的でないといけないとされています。

### (4) 債務者区分

債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に区分することをいいます。

正常先：業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。

要注意先：金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金融機関等の支援継続中の債務者を含む)。

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。

破綻先：法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者。たとえば、破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。

### (5) 債権の分類

自己査定において、**、** および **分類に分けることを「分類」といい、**、** および **分類を「分類資産」といいます。また、**、** および **分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産を「非分類資産」といいます。******

## 2. 金融再生法施行規則に基づく資産の開示

### (1) 債務者区分

破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。

危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権。

要管理債権：3カ月以上延滞債権(元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権)および貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)。

正常債権：債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、前記 から までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

### (2) 自己査定における債務者区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破綻先に対する債権および実質破綻先に対する債権。

危険債権：破綻懸念先に対する債権。

要管理債権：要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権。

正常債権：正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権。

## 3. リスク管理債権

### (1) リスク管理債権とは

破綻先債権：元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。

延滞債権：未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金。

3カ月以上延滞債権：元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないもの。

貸出条件緩和債権：債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないもの。

### (2) 自己査定および金融再生法施行規則に基づく資産の開示との関係

自己査定および金融再生法施行規則に基づく資産の開示における債権とは、貸出金および貸出金に準ずる債権ですが、リスク管理債権における債権とは、貸出金のみである点が大きな相違点です。

破綻先債権：破綻先に対する貸出金。

延滞債権：実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金。

3カ月以上延滞債権：要注意先に対する債権のうち、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金。

貸出条件緩和債権：要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金。

# 経営健全化計画の進捗状況 (計数は旧中央信託銀行と旧三井信託銀行の合算)

## 1 経営健全化計画

旧中央信託銀行および旧三井信託銀行は、平成11年3月、公的資金導入の申請を機に、「経営の健全化のための計画」(いわゆる「経営健全化計画」)を策定しました。

この「経営健全化計画」は本年4月に実現した旧中央信託銀行と旧三井信託銀行との合併による業務再構築を核としており、個人・法人両方における強固な取引基盤や信託業務における圧倒的な優位性などにより、安定的な収益基盤と財務基盤の確立をめざすものです。

平成11年度の実績は、損益関連項目については信託勘定償却前業務純益1,561億円(計画1,423億円)、経常利益1,541億円(計画893億円)、当期純利益496億円(計画525億円)と、概ね「経営健全化計画」に沿って順調に推移しています。

経営合理化については、海外拠点の撤退に伴う賃借料の減少等により経費は1,900億円(計画2,097億円)となったほか、業務効率化による人員合理化により平成12年3月末時点で従業員数は9,283人(計画9,630人)となり、いずれも計画を上回るペースで進捗しています。

当社では、経営合理化に関する計画をさらに推し進め、より一層効率的な店舗運営、従業員数の削減を実施していきます(5ページをご参照ください)。

個別の重点項目については、個人取引業務において、個人ローン残高が平成12年3月末時点で2兆2,441億円と、平成11年3月末比1,431億円の増加(うち住宅ローン残高については平成12年3月末時点で1兆1,654億円と前期比1,628億円の増加)と堅調に推移したほか、投信販売残高は平成12年3月末時点で2,644億円と、平成11年3月末残高882億円の約3倍となりました(平成12年6月末残高3,758億円)。

その他中小企業向け貸出についても、貸出金残高の積み上げに注力した結果、平成11年度は、前期比1,821億円の純増(不良債権処理等に係る残高増減を考慮した実勢ベース、インパクトローンを除く)となりました。

当社は、今後も本計画の達成に向け、一層の経営努力を重ねてまいります。

## 2 経営健全化計画の進捗状況

### (1) 損益関連項目

(単位: 億円)

	平成11年度	平成11年度計画
信託勘定償却前業務純益	1,561	1,423
経常利益	1,541	893
当期純利益	496	525

### (2) 経営合理化関連項目

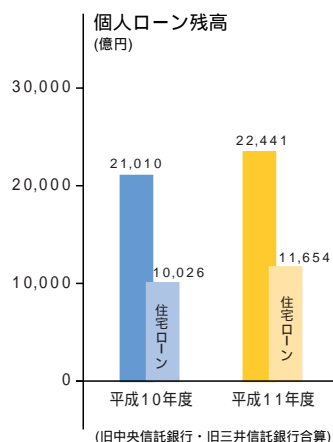
(単位: 億円、人)

	平成10年度	平成11年度	平成11年度計画
経費	1,967	1,900	2,097
従業員数(1)	9,876	9,283	9,630
従業員数(2)	8,381	7,852	8,190

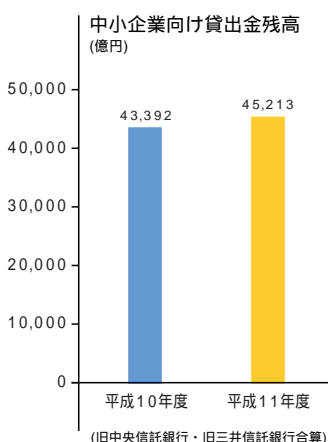
1 従業員数は在籍出向者、嘱託、海外勤務員、海外拠点の現地採用職員を含む。  
2 1から嘱託を除く。

### (3) 個別重点項目

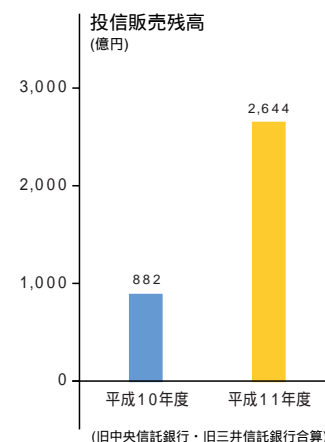
#### a. 個人ローン業務



#### b. 中小企業向け貸出



#### c. 投信業務



# 貸出運営の考え方

金融機関における公共的な使命の重さに鑑みて、新銀行においても、個人・法人を問わず幅広く円滑な資金供給に努め、お客様の多様なニーズに的確に対応してまいります。経営健全化計画においても貸出業務の推進を重点分野のひとつとして掲げ、大企業・中堅企業はもとより、合併によって一段と充実した店舗網を活用し、中小企業向け貸出と個人ローンについて特に重点的に増強を図っていく方針です。

中小企業向け貸出については、旧北海道拓殖銀行から承継した中堅・中小企業の取引基盤とその取引ノウハウを活用しつ

つ、さらなる取引基盤の拡充をめざしてまいります。また、個人ローンについては信託業界トップの貸出残高となっておりますが、インスタ型ミニ店舗の展開やお客様のニーズに合ったローン商品の開発等(34ページに主なローン商品を掲載)を通じて、さらに積極的に推進してまいります。

従来からの貸出業務以外にも、不動産の証券化やノンリコースローンなどの資産担保金融に積極的に取り組んでおり、今後とも多様な資金調達ニーズに的確に対応してまいります。

## リスク管理体制

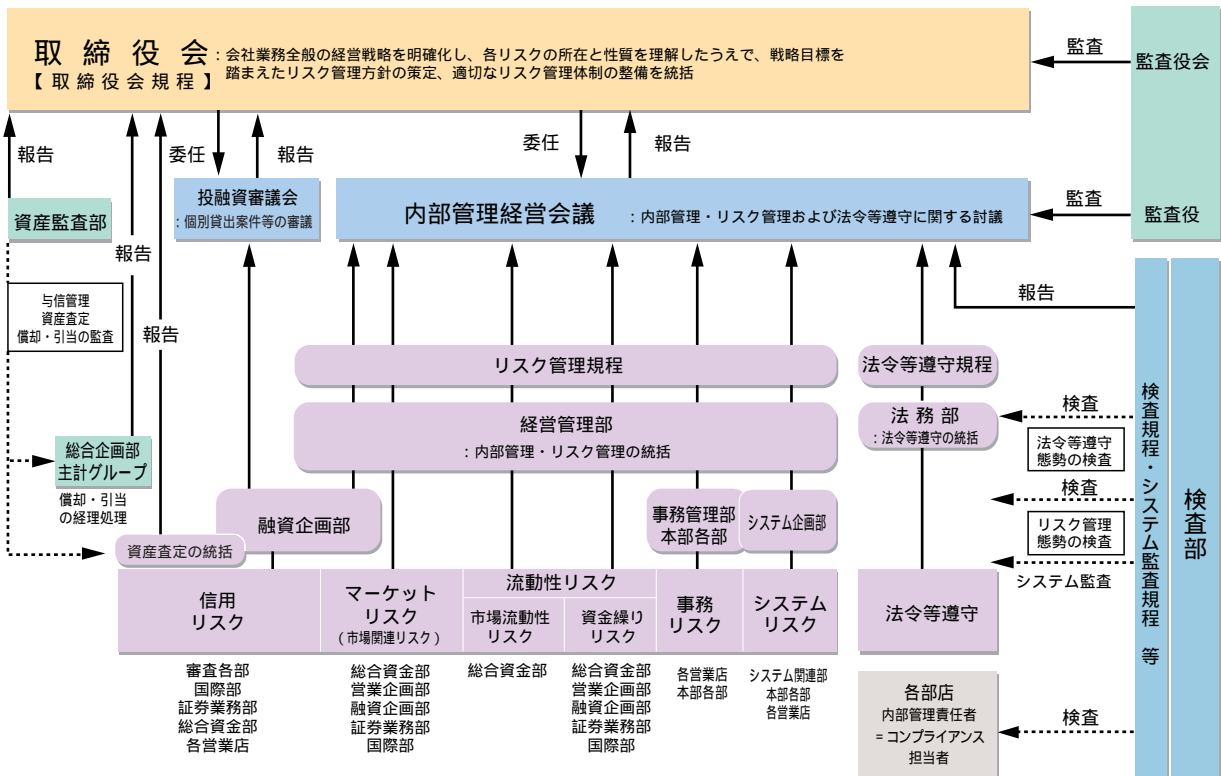
### リスク管理の基本方針

規制の緩和・撤廃など、金融の自由化・国際化の進展に伴い、金融機関にとってのビジネスチャンスが拡大していますが、一方で、金融機関を取り巻く各種リスクは多様化・複雑化しています。当社では、こうした金融機関を取り巻くリスクの多様化と拡大に対し、適正な収益の確保と金融機関としての公共的使命・社会的責任の観点から、戦略目標・経営体力に見合ったリスクを

とるとともに、自己責任原則に基づき戦略目標を踏まえたリスク管理体制を整備し、適切なリスク管理を行っていくこと、すなわち、適切なリスク管理のもと、必要なリスクをとり、収益向上に結びつけていくことを、リスク管理の基本方針としています。

この基本方針に則り、当社では取締役会の統括のもと、リスク管理体制の強化・充実に取り組んでいますが、今後も一層の統合管理の推進を図るなど、さらなる高度化に努めてまいります。

### リスク管理体制・法令等遵守の概要



## リスク管理体制全般

当社では、取締役会において定めた「リスク管理規程」において、管理すべきリスクの種類、リスク管理手法、リスク管理の組織・権限等、当社のリスク管理の基本方針を定め、さらにその具体的内容を個別の規程・規則等で定めています。

管理すべき主要なリスクとしては、信用リスク、マーケットリスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクがあげられますが、それぞれについて管理部署を定め、その特性に応じた管理を行うとともに、その全体の統括を経営管理部で行っています。また、レピュテーションリスク等その他のリスクについても、適切な管理に努めています。

体制面では、取締役会のもとに「内部管理経営会議」を設置し、各種リスクの管理に関する基本方針の事前討議、リスク限度枠の設定による経営資源の適切な配分に関する審議、各種リスクの状況把握等を行うとともに、同じく取締役会のもとに設置した「ALM経営会議」において、資産・負債の状況把握や投資運営等に関する審議を行い、経営の健全性確保を図っています。また、全社的なリスクの統合管理部署である経営管理部が、内部管理・リスク管理の統括に加え、取締役会および「内部管理経営会議」の事務局、ALMに係る管理分析等を行う体制としています。

## 信用リスク管理体制

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクです。当社では、不良債権の発生を未然に防ぎ、資産の健全性を確保すべく、以下のような体制や方法で信用リスク管理の強化に取り組んでいます。

### <管理体制>

貸出、市場性取引、オフバランス取引業務等、さまざまな与信関連業務にまたがる信用リスクを統合的に管理する枠組みとして「信用リスク管理規程」を制定し、融資企画部が連結対象子会社を含めた全社的な信用リスク管理の統括部として、与信関連各部と連携して常に当社の信用リスク管理体制の整備・高度化に取り組んでいます。

### <厳格な案件審査>

案件の採否については、営業推進部門から独立した審査部門が、それぞれ所管する個別案件ごとに資金使途、償還能力、キャッシュ・フロー、担保力、収益性等の観点から厳格な審査・管理を行っています。さらに重要な案件の審査については、その取り組みの可否を「投融資審議会」に付議し、経営レベルで個別案件ならびに貸出運営に関する重要方針を審議する体制を

とっています。

### <資産査定や信用格付を活用した中間管理>

当社では、資産の健全性確保の観点から「資産査定規程」に基づき資産査定を実施しており、営業店等が第一次査定を、審査部等の所管本部が第二次査定を行っています。資産査定は当社の正確な財務諸表作成の基礎となるだけでなく、与信先の問題点をより一層的確に把握するための中間管理の仕組みとして機能しており、問題点が明確となった与信先については「管理債権取扱規則」に基づき、審査第五部の指導のもと、厳格な管理を行っています。

また、当社では、全法人与信先を対象に資産査定とリンクした12段階の信用格付制度を導入しており、与信先をきめ細かくチェックしています。さらに、信用格付は社内モデルによる信用リスク計量化のベースとして活用されており、モンテカルロ・シミュレーション等によるポートフォリオの分析の基礎となっています。今後は、合併による与信取引先の飛躍的な拡大によって期待できる基礎的データの充実等を活かして、さらなる信用リスク管理の高度化を推進してまいります。

### <業務ラインと独立した部門による牽制体制>

当社では、与信管理状況、資産査定、償却・引当の監査部門として、営業・決算関連部門から独立した資産監査部を設置しています。同部では、信用格付制度を含む与信管理状況を監査するとともに、資産査定のプロセス・結果、償却・引当の適切性に関して監査を行い、結果を取締役に報告するなど、信用リスク管理が適正に行われているかをチェックしています。

### <基礎的な審査能力の向上>

このように信用リスク管理の一層の高度化に努めるとともに、日常の活動を通じた一次審査能力の向上を図るべく、支店の融資担当者を対象として階層別の研修を定期的実施しているほか、与信関連各部においても倒産・事故原因分析検討会を開催し、分析結果を業務運営に活用しています。

## マーケットリスク管理体制

マーケットリスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、さまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当社では、以下のような体制・手法によって、適切な管理を行っています。

### <管理体制>

当社では、マーケットリスクを管理するため、市場関連取引を実施するフロントオフィスから独立した全社的なモドルオフィスとして、経営管理部を設置しています。同部は、全社的なマーケットリスクを日々計測・モニタリングし、当該リスクの状況について

担当役員には日次で、「内部管理経営会議」には月次で報告しています。

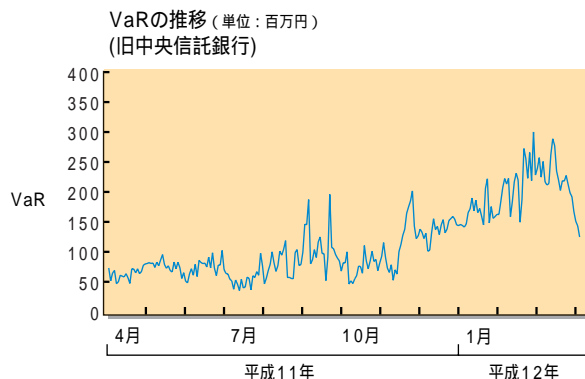
< 管理手法 >

マーケットリスクの計測方法については、「バリュー・アット・リスク (VaR: Value at Risk)」を採用しています。VaRとは「最大損失予想額」であり、相場が不利な方向に動いた場合の損失予想額を統計的手法で求めたものです。

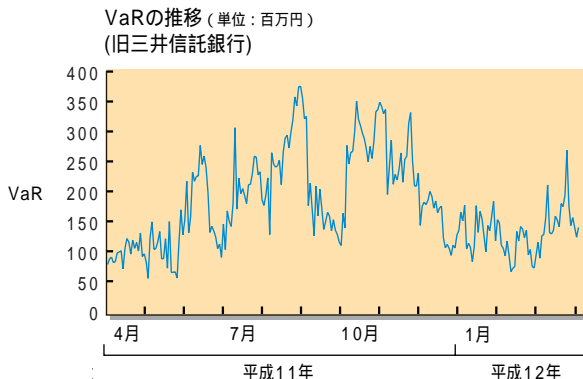
当社では、マーケットリスクが、経営体力や収益目標等を勘案して設定したリスク限度枠 (VaR) の範囲内に収まるよう、厳格な管理を実施しています。VaRについては、ポジションの方向性を示さないなどの弱点もあるため、各業務運営上の利便性・商品特性等を考慮して、BPV (ベシス・ポイント・バリュー) 枠やベガ枠等のポジション枠によるモニタリングを併せて実施するとともに、市場取引に伴う不測の損失を管理するため、アラームポイントやロスリミット枠を設定するなど多面的な管理を実施しています。

< VaR測定の結果 >

また、VaRによるリスク計測の有効性を検証するため、VaRと実際の日次損益を比較するバックテストを日次で実施しています。平成11年度の当社のトレーディング取引 (連結ベース) のVaRは、旧中央信託銀行ベースで、概ね0.3～3.0億円 (想定保有期間：1日、信頼区間：片側99%) の範囲で推移し、246営業日のうち日次損益がVaRを上回った日は1日でもありませんでした。また、旧三井信託銀行ベースでは、概ね0.5～4.0億円 (想定保有期間：1日、信頼区間：片側99%) の範囲で推移し、246営業日のうち日次損益がVaRを上回った日は1日でした。この結果は、合併前の両社のVaR計測モデルが十分な精度をもってマーケットリスクを予想していることを示しています。さらに、このような検証に加え、市場は時として予想を越えた変動を起こすことがあるため、ストレステストを日次で実施し、不測の事態に備えています。新銀行では、すでに統一したシステムで算出するVaRを用いて、日々のマーケットリスクを管理しています。



VaR算出の前提	想定保有期間：1日 信頼区間：片側99% 観測期間：1年 計測手法：分散共分散法
VaR算出の対象	トレーディング取引 (連結ベース)
対象期間	平成11年4月～平成12年3月 (246営業日)
基礎計数	超過回数 0回 最大値 300百万円 最小値 35百万円 平均値 116百万円



VaR算出の前提	想定保有期間：1日 信頼区間：片側99% 観測期間：3年 計測手法：モンテカルロ・シミュレーション法
VaR算出の対象	トレーディング取引 (連結ベース)
対象期間	平成11年4月～平成12年3月 (246営業日)
基礎計数	超過回数 1回 最大値 375百万円 最小値 55百万円 平均値 176百万円

当社では、以上のように管理体制を整備し、適切なリスク管理に努めていますが、マーケットリスク管理の一層の充実を図るため、管理手法の高度化に取り組んでいます。

#### 流動性リスク管理体制

流動性リスクとは、金融機関が財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りに支障を来す場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不当な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)からなります。

資金繰りリスクについては、総合資金部が円資金ならびに外貨資金の資金繰り管理を担当する一方、経営管理部が資金繰りリスク管理を担当することで、当社の資金繰りリスクの状況を的確に認識できる体制を敷いています。

また、市場流動性リスクについても、各取引別に市場規模と当社の市場シェア、当社の取り組み方針等を勘案した取引限度額(ガイドライン)を立案し、当該ガイドラインの遵守状況をモニタリングする体制となっています。

経営管理部は、これら流動性リスクの状況を日次で担当役員へ、月次で「内部管理経営会議」へ報告しています。

#### ALM体制とその運営

金融の自由化・国際化、また金融商品の多様化・高度化により、銀行の資産・負債構造は年々変化し複雑化しています。金利・為替・株価などの変動が金融機関の収益に与える影響は、従来にも増して複雑化しており、リスクをいかにコントロールし収益を安定・拡大させていくかということが、極めて重要になっています。

当社では、定期的に「ALM経営会議」を実施し、全社ベースの有価証券、預貸金等のオンバランスの取引に加え、スワップ等のオフバランス取引を含むバランスシート全体のリスクについて、マチュリティラダー、BPV、VaR等による多面的な管理を実施し、リスクの把握・分析に努めています。また、金融商品への時価会計導入を踏まえたヘッジ方針・有効性検証等の枠組みを整備するとともに、金利予測など金融・経済環境の分析結果を総合的に勘案し、必要に応じた運用・調達計画の見直しや、スワップ等の市場取引によるリスクコントロールを行っています。

#### システムリスク管理体制

近年、情報技術(IT)の発展に伴い、金融機関におけるコンピュータシステムの活用は著しく発展しています。コンピュータシステムの活用はより高度なサービスの提供に不可欠である一方、システムダウンや誤作動等のシステム不備や不正使用等により損害が発生するリスク、いわゆるシステムリスクについての認識と対策が重要となっています。

当社ではシステム障害・災害対策として、バックアップセンターの設置や重要データの隔地保管、通信回線の二重化、コンピュータセンターにおける自家発電装置による電源確保等の対策を講じており、被災時等に業務を継続させるためのコンティンジェンシープランの整備も行っています。

また、システムの開発部門と運用部門を分離し相互牽制体制を確立するとともに、各種のアクセス管理やマニュアルの整備により内部管理を実施しています。

一方、最近、世上でしばしば被害が発生しているインターネット等を経由した外部からの不正行為への対策としては、ファイアーウォールやウイルスチェック、暗号化等のネットワーク技術を常に高いレベルに維持するよう努力しています。

#### 事務リスク管理体制

事務リスクは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当社が損失を被るリスクです。当社の業務範囲は、銀行業務にとどまらず受託資産運用・受託資産管理・年金・不動産・証券代行等、多岐にわたることから、事務リスクについても各々の業務ごとの業務所管本部および事務管理部が、事務リスクの把握・管理・防止を行うこととしています。事務リスクの管理手法としては、予防のための適切なルール策定とその遵守、リスク顕在時の取扱方法の明文化とモニタリング・報告体制の整備によっており、経営管理部をその統括部署として位置付け、全社的なルール整備・遵守環境整備に努めています。

#### 法務リスク・レピュテーションリスク管理体制

法務リスクは、取引の法律関係が確定的でないことによって当社が損失を被るリスク、および法令等の遵守状況が十分でないことにより当社が損失を被るリスクです。当社では、法務リスクを管理し、法令等遵守態勢を統括する部署として法務部を設置し、体制整備に努めています。また苦情、事故等の対応においてもその報告・処理ルールを明確化し、法務部のチェックによる法務リスクの削減に努めているほか、経済社会情勢の変化を反映して顕在化する新たな法務リスクに対応すべく法務関連の知識・情報の蓄積を図っています。

レピュテーションリスクは、当社の評判が悪化することにより損失を被るリスクです。当社は、会社説明会の開催等、投資家向けのIR活動を強化しているほか、お客様向けのディスクロージャー誌等の作成・配布やインターネットのホームページを通じた積極的なディスクロージャーによって経営の透明性向上を図っています。

## 検査体制

以上のリスク管理体制の適切性を確保すべく、当社では検査体制の充実を図っています。具体的には、検査部が全部店に対して年1回の検査を実施しているほか、各部店においても年2回の部店内検査を実施しています。また、システム部門については年2回の内部監査のほか、検査部による年1回のシステム監査を実施しています。

検査部検査の結果については、取締役会および「内部管理経営会議」に定期的に報告され、経営陣は自社の管理水準の実態を把握し、適切な運営がなされているかをチェックしています。

---

## 法令等遵守(コンプライアンス)態勢について

信託銀行は国民大衆の資金を受け入れ、さまざまな経済主体に安定的に資金の供給を行うとともに、信託の機能を活用して国民の多様なニーズに応えるという役割を果たすことで、国民経済の発展に寄与するという公共的使命と社会的責任を負っています。

また他方では、金融にかかわる諸制度の自由化、規制緩和等の進展により、金融機関経営における自己責任原則の徹底が強く求められており、「コンプライアンス」への取り組みおよび態勢の確立が重要な課題となっています。

このような情勢の中で、金融機関には私企業としての存在と社会的責任、公共的使命を高い次元で実現することが求められています。これを全うするためには、お客様、ひいては社会からの揺るぎない信頼を受けることが前提となります。

この信頼の維持・向上には、厳格な自己規律に支えられた自己責任原則に基づく健全かつ適切な経営が不可欠であり、当社ではかかる観点より「コンプライアンス」を当社の最重要課題のひとつとして位置付け、その実現に従来以上に力を入れています。

「コンプライアンス」とは、法令等を厳格に遵守することはもちろん、広く社会的規範を全うすることをいいます。信用が最

大の財産である当社にとって、「コンプライアンス」の実現は当然の基本原則であり、経営者はもとより、社員一人ひとりが日々の業務運営の中で着実に実践しなければならないものと位置付けています。

具体的には、本年4月1日の合併とともに、旧中央信託銀行および旧三井信託銀行両社が以前より取り組み、徹底してきた法令等遵守態勢を融合し、その統括部署を法務部としました。さらに、法令等遵守態勢の確立のための施策として、当社の企業倫理としての基本方針および経営者を含む全社員の行動指針としての遵守規準を定めた「法令等遵守規程」と、当社の法令等遵守態勢に関する事項を定めた「法令等遵守管理規則」を制定するとともに、「コンプライアンス」を実現するための具体的手引書である「中央三井信託銀行のコンプライアンス・マニュアル」を作成しました。

また、これと並行して法令等遵守の具体的実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定め、研修やモニタリング等についても随時強化し、「コンプライアンス」態勢の整備に注力しています。

当社は、これらの各種施策を通じて、社会からの信頼に応えることのできる自己責任原則に基づく適正な経営に努めています。